

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領

１．ＩＣＴ活用工事

１－１ 概要

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

１－２ ＩＣＴ活用工事における舗装工（修繕工）

次の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））とする。また、「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という略称を用いる。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

１－３ ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① ３次元起工測量

発注者から貸与する３次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が３次元測量データを取得する場合又は発注者から起工測量に代わる３次元測量データを貸与できない場合は、以下１）～３）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準点に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

１－３①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

１－３②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

- １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※
- ２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

１－３③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(１) 出来形管理

３次元MCまたは３次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下１) ２) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- １) TS等光波方式を用いた出来形管理
- ２) 地上写真測量を用いた出来形管理

３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下３)により実施するものとする。

- ３) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

１－３①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

１－４ ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、舗装工（修繕工）（「切削オーバーレイ工」又は「路面切削工」）を原則とし、以下（１）～（３）に該当する工事とする。

(１) 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。

《表－１ ICT活用工事の対象工種種別》

工事区分	工 種	種 別
・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工

(２) 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(３) 対象規模

ICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象規模は、１－４（１）対象工種を条件とし、数量は「２－１ 発注方式」に記載のとおりとする。

２. ICT活用工事の実施方法

２－１ 発注方式

ICT活用工事の発注は、以下の（１）～（２）によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合、地域におけるICT建設機械の普及状況など工事内容及び現場条件等を勘案し決

定する。

(1) 施工者希望Ⅰ型

路面切削工または切削オーバーレイ工の面積 10,000m² 以上を目安として、発注者が設定した工事に適用する。

(2) 施工者希望Ⅱ型

路面切削工または切削オーバーレイ工の面積 10,000m² 未満を目安として、発注者が設定した工事に適用する。

※「そのほか」

ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、施工者希望Ⅱ型と同様の取り扱いとする。

2-2 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。
なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(1) 施工者希望Ⅰ型

【入札公告】記載例

(記載例)

【メモ：切削オーバーレイ工事または路面切削工事の場合は、(番号)を追記】

『1 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事(施工者希望Ⅰ型)である。

【入札説明書】記載例

(記載例)

【メモ：切削オーバーレイ工事または路面切削工事の場合は、(番号)を追記】

『(番号) 工事概要』に以下を記載

(番号) 工事の実施形態

(番号) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事(施工者希望Ⅰ型)である。

ICT施工技術を活用するため、入札にあたり「ICT施工技術の活用(ICT活用工事)」(別記様式-2)を提出し、その内容がICT施工技術の活用として適当と認められる場合、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議し、協議が整った場合にICT施工技術の活用を行う。

本工事におけるICT施工技術の活用は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事において、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、①に示す3次元起工測量と施工指示に用いる切削計画を作成、また、3次元設計データを作成し、得られた3次元設計データ及び3次元出来形管理等の施工管理で作成した3次元データを納品することをいう。

なお、ICT施工技術の活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細について

は特記仕様書によるものとする。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データ納品
 - ・ ICT建設機械
 - 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※
 - 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械
- ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

① 3次元起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できる場合）

発注者から貸与する3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて3次元測量データを取得する場合は以下1）～3）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できない場合）

受注者は、交通規制を削減し、以下1）～3）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

『（番号） 総合評価に関する事項』に以下を記載

（番号）総合評価に関する事項

（番号）評価の基準

（番号）企業の技術力

評価項目

ICT活用工事（ICT施工技術の活用）

当該工事において、ICT施工技術を活用する計画である場合は、「ICT施工技術の活用（ICT活用工事）」（別記様式－2）を添付すること。

評価基準

評価点

- ・ ①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用する場合 2点
- ・ ①～⑤の一部または全ての段階でICT施工技術を活用しない場合 0点

※但し、以下についてはICT活用工事として評価して未履行の減点対象としない。

1) 起工測量において、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合又は発注者から貸与する3次元測量データを活用する場合等で3次元測量が不要の場合

2) 現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の、従来型建設機械による施工

【※評価点については、各発注機関の状況により変更可能】

※①～⑤の各段階とは、「① 3次元起工測量」「② 3次元設計データ作成」「③ ICT建設機械による施工」「④ 3次元出来形管理等の施工管理」「⑤ 3次元データの納品」である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

(番号) ICT施工技術の活用について、本工事では総合評価落札方式における「技術提案（施工計画等）」での評価対象外とするため、記載しないこと。

但し、ICT施工技術の活用に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。※

※「技術提案書（施工計画等）」を求める場合に記載する。

※「技術提案書（施工計画等）」は、求める書式名称に随時修正すること。

【特記仕様書】記載例

(記載例)

第〇〇条 ICT活用工事について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、入札にあたりICT施工技術を活用するためICT施工技術の活用（別記様式-2）を提出し、その内容がICT施工技術の活用として適当と認められる場合、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議し、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行う。

（以下、ICT施工技術の活用を行う場合）

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できる場合）

発注者から貸与する3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。なお、必要に応じて3次元測量データ

を取得する場合は、以下１）～３）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（発注者から３次元測量データを貸与できない場合）

受注者は、交通規制を削減し、以下１）～３）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行う場合は３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ＩＣＴ建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

- １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械
- ２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

（１）出来形管理

３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- １）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ２）地上写真測量を用いた出来形管理

３次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下３）により実施するものとする。

- ３）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第〇〇条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第〇〇条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

(3) 施工者希望Ⅱ型

【入札公告】記載例

(記載例)

【メモ：切削オーバーレイ工事または路面切削工事の場合は、(番号)を追記】

『1 工事概要』に以下を追記する。

(番号)本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。

【入札説明書】記載例

(記載例)

【メモ：切削オーバーレイ工事または路面切削工事の場合は、(番号)を追記】

『(番号) 工事概要』に以下を記載

(番号)工事の実施形態

(番号)本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 施工技術の活用を行うことができる。

本工事における ICT 施工技術の活用は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事において、以下の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することとし、①に示す 3 次元起工測量と施工指示に用いる切削計画を作成、また、3 次元出来形管理を行う場合は 3 次元設計データを作成し、ICT 施工技術を用いた 3 次元出来形管理等の施工管理を実施した場合は、それらで得られた 3 次元データを納品することをいう。

なお、ICT 施工技術の活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

① 3 次元起工測量

(発注者から 3 次元測量データを貸与できる場合)

発注者から貸与する 3 次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が 3 次元測量データを取得する場合は、以下 1) ～ 3) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

(発注者から 3 次元測量データを貸与できない場合)

受注者は、交通規制を削減し、以下 1) ～ 3) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

3) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

『(番号) 総合評価に関する事項』に以下を記載

(番号) I C T施工技術の活用に掛かる技術の活用について、本工事では総合評価落札方式における「技術提案(施工計画等)」での評価対象外とするため、記載しないこと。

但し、I C T施工技術の活用に掛かる技術を応用(別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む)した技術提案については、その応用部分(付加的な内容)についてのみ評価対象とする。※

※「技術提案書(施工計画等)」を求める場合に記載する。

※「技術提案書(施工計画等)」は、求める書式名称に随時修正すること。

【特記仕様書】記載例

(記載例)

第〇〇条 I C T活用工事について

1. I C T活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する I C T活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、I C T施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて I C T施工技術を活用した工事(I C T活用工事)を実施するものとする。

(2) I C T活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C Tを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、I C T施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～8 により I C T施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階で I C T施工技術を活用することとし舗装工(修繕工)について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. I C T施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

(発注者から 3 次元測量データを貸与できる場合)

発注者から貸与する 3 次元測量データ(地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ)を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が 3 次元測量データの取得する場合は、以下 1)～3) から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（発注者から3次元測量データを貸与できない場合）

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、I C T建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すI C T建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、I C T建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもI C T活用工事とする。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- 1) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

- 3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第〇〇条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT活用工事の費用について

【施工者希望型工事の場合】

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第〇〇条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った、施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

3. ICT活用工事实施の措置

3-1 総合評価落札方式における加点措置

工事の内容やICT活用施工の普及状況を踏まえ、適宜、ICT活用施工の計画について総

合評価において加点する工事（施工者希望Ⅰ型）を設定するものとする。

3-2 工事成績評価における措置

ICT活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「□ICT活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。

□ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は1点の加点とする。

□ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。

※本項目は2点の加点とする。

※ICT活用による加点は最大2点の加点とする

なお、工事目的物である舗装工（修繕工）においてICT施工技術の活用を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下（1）、（2）を標準として減点を行うものとする。

※但し、以下についてはICT活用工事として評価して未履行の減点対象としない。

- 1）起工測量において、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合又は発注者から貸与する3次元測量データを活用する場合等で3次元測量が不要の場合
- 2）ICT建設機械の調達が困難な場合や現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の、従来型建設機械による施工

（1）施工者希望Ⅰ型

総合評価落札方式による業者選定時に、受注者からの申請に基づきICT活用施工を行うことで評価を行っているため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評価を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。

（2）施工者希望Ⅱ型

工事契約後の受注者からの提案によりICT活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点を行わない。

4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途発出されている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

- （1）発注者が別途取得している3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いた起工測量に代わるデータ）を受注者に貸与することを基本とし、発注者は契約後の施工協議において「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

発注者から起工測量に代わる3次元設計データを貸与できない場合は、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

- (2) 発注者は、3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工技術の活用を実施する場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

1) ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更審査会等を通じて設計変更するものとし、見積り徴収にあたり、別紙-34「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。

「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」に関する費用の計上方法については別途通知する。

4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT施工技術における監督検査を適切に行うことを目的に、ICT検査官等の任命や研修等でのICT施工技術の習得を図るなど、ICT施工技術の活用に精通した監督・検査職員の体制構築を速やかに整えるものとする。

4-5 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。

また、地方整備局等にて普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

5. 地方整備局等におけるICT活用工事に関する調査等

ICT活用工事の活用、普及状況の把握を円滑に行うため、以下に記載する内容を適切に実施する。

5-1 発注見通しの調査（母集団調査）

ICT活用工事において、活用を見込める工事について、発注見通しの調査（以下、「母集団調査」という。）を実施するものとする。地方整備局等における各々の推進体制を活用し、局内の連絡・調整を図り、漏れなく母集団調査を実施すること。

なお、母集団調査の対象となる活用を見込める工事とは、1-4、2-1で定める工事とする。

5-2 ICT活用工事の活用実績の報告（別途指示）

母集団調査とともに、ICT活用工事の実施状況を把握するための調査を実施する。なお、調査内容については別途指示するものとする。

5-3 施工合理化調査

施工合理化調査を実施する場合は別途指示する。

6. ICT活用工事の活用効果等に関する調査（別途指示）

6-1 対象工事の選定

調査名	目的	対象工事	対象者
ICT活用工事の活用効果等に関する調査	活用目的等の把握	全てのICT活用工事	受注者

- 1) 各調査票については、本省より通知される様式を使用するものとする。なお、地方整備局等において、独自の調査を追加して実施しても構わない。

6-2 調査票の回収について

受注者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認した後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出するものとする。

※参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

